

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月4日（平成30年（行個）諮問第173号）

答申日：平成30年12月10日（平成30年度（行個）答申第150号）

事件名：本人が提出した「特定日付け行政不服審査請求書」に受付印の押印がされたもの等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる1及び2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月28日付け厚生労働省発医政0628第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

（前略）

平成29年特定月日A付け行政不服審査請求書（以下、第2において「当該対象文書」という。）の存否が不明であるにも係らず、開示請求の別紙のとおり、当該対象文書の返却は審査請求人は受け取っていない事実である。審査請求人が、社会保障担当参事官室総務係に確認したが、大臣官房総務課総務係担当職員の説明は、審査請求人に全て返却したという虚偽を含んでいる。

当該対象文書に対し、審査請求書記載の経緯で、大臣官房総務課総務係、大臣官房総務課情報公開文書室の担当職員が極めて不適正な対応の繰り返しは違法で、文書不存在の隠ぺいであると言わざるを得ない。

（後略）

##### (2) 意見書

（前略）

平成29年特定月日B保有され受付されている事実が、医政局に平成29年特定月日B回付されて医政局書記室から医政局医事課に回付したとあるなら、当該対象文書は処分庁に存在している事実である。処分庁内で当該対象文書を見ているから受付できるのであって、見ていない当該対象文書は受付できない。理由説明書（下記第3。以下同じ。）3（1）イ（※）平成29年特定月日B受付されている事実であって、その後回付され、理由説明書3（1）ウ「しかしながら、医政局医事課においては、当該対象文書を受理していた事実が確認できず」は、矛盾し瑕疵で処分庁は保有している。

「以上により、本件対象文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点が認められず、」とあるが、平成29年特定月日B受付されている事実にも係らず、文書受付簿からは当該対象文書を受理していた事実が確認できず、また当該対象文書の保有の有無も確認したが、該当する文書はなかったとある、「受理した事実が確認できない」、「保有していない」のは瑕疵、不当であり、不合理であるといえる。

（後略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年6月1日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、

① 私開示請求人が厚生労働省に平成29年特定月日A付け行政不服審査請求書を請求（別紙1）し、審査請求書に受付印の押印がされたもの。

② 厚生労働省の行政不服審査請求に係る文書受付簿で、私開示請求人が平成29年特定月日A付けで行政不服審査請求をしたことが記載されて記録されている箇所の一部。

に係る開示請求（個開第130号）を行った。

（2）これに対して、処分庁が平成30年6月28日付け厚生労働省発医政0628第1号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年7月4日付け（同月6日受付）で審査請求を提起したものである。

（3）なお、請求者は、平成30年4月2日付けで個開第130号と同じ開示請求（個開第49号の2及び個開第49号の3）を行っており、その際は大臣官房総務課情報公開文書室が全部局に確認を行った上で、原処分と同じく文書不存在による不開示決定を行っている（厚生労働省発総0530第1号）。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

### 3 理由

#### (1) 原処分の妥当性について

ア 請求者は、平成30年4月2日付けで個開第130号と同じ開示請求（個開第49号の2）を行っており、その際は大臣官房総務課情報公開文書室が厚生労働省内の全部局に対し、本件対象保有個人情報記録された文書の有無を照会し、いずれの部局からも当該文書はない旨の回答を受けたことを踏まえ、原処分と同じく文書不存在による不開示決定を行っている。

イ 個開第130号は、上記アの処分後に、請求者からの再照会を受けて、大臣官房総務課情報公開文書室が改めて全部局に確認をしたところ、医政局書記室において、医政局医事課に回付した旨の個人的なメモが残されていたことから、その旨を情報公開文書室から請求者に伝達され、再度開示請求があったものである。

(※) 当該個開第130号に係る対象文書について、医政局書記室の文書回送記録等からは、回付経緯は以下のものとなる。

請求者（H29. 特定月日A郵送）→公文班（H29. 特定月日B受付）→大臣官房総務課→公文班（H29. 特定月日B医政局に回付）

ウ しかしながら、医政局医事課においては、文書受付簿からは個開第130号①に係る対象文書を受理していた事実が確認できず、また、当該文書の保有の有無も確認したが、該当する文書はなかった。

エ なお、個開第130号の別紙1として添付されていた個開第130号①に係る対象文書①の一部の写しを確認する限りにおいて念のため、医政局の全課に保有の有無を確認したが、該当する文書はなかった。また、当初、個開第130号①に係る対象文書①を受理していた大臣官房総務課にも保有の有無を確認したが、該当する文書はなかった。

以上より、本件対象保有個人情報を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であるとする。

#### (2) 請求者の主張について

請求者は、原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、原処分は妥当である。

### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月15日 審議
- ⑤ 同年12月6日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象保有個人情報が記録された文書が存在しないとして不開示とした原処分を妥当としているところ、以下、原処分の適法性について検討する。

##### 2 原処分の適法性について

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しないときには、法18条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、理由の提示が不十分な場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。
- (2) そこで、原処分における理由の提示の妥当性について検討すると、当審査会において、諮問書に添付された原処分に係る保有個人情報不開示決定通知書を確認したところ、「開示をしないこととした理由」欄には、「厚生労働省発総0530第1号のとおり。」と記載されており、その添付文書として、審査請求人が別途行った開示請求に対する不開示決定通知書の写しが添付されている。このような記載等では、開示請求に係る保有個人情報について、その全部を不開示とした具体的理由、すなわち、開示請求に係る保有個人情報を保有していないのか、法14条各号の不開示情報のいずれに該当するのか等について、開示請求者において、その根拠とともに了知し得るものであるとはいえない。
- (3) したがって、原処分については、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法18条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であるので、取り消すべきである。

##### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

- 1 開示請求人が厚生労働省に平成29年特定月日A付け行政不服審査請求書を請求し、審査請求書に受付印の押印がされたもの。
- 2 厚生労働省の行政不服審査請求に係る文書受付簿で、開示請求人が平成29年特定月日A付けで行政不服審査請求をしたことが記載されて記録されている箇所の一部のみの開示。